

草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について

[49 畜 B 第 603 号]
[昭和49年5月10日付]

各 地 方 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長^{あて}
農 林 事 務 次 官 から 各 都 道 府 県 知 事
農 地 開 発 機 械 公 団 理 事 長

草地開発事業等に対する補助金は、畜産経営基盤の整備により、生産性の向上、畜産経営構造の改善等に資することを本来の目的として交付されるものである。しかしながら、社会経済情勢の変化等によって相当の期間内に受益地が農用地以外に転用される場合には、補助金交付の目的が達成できないことになる。

このため、草地開発事業等の受益地が転用される場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき補助金の交付に条件を付すことにより、草地開発事業等に対し国の交付する補助金の返還等の措置が、行われてきたが、この度、草地等についての取扱いの基準について下記のとおり定められたので、遺憾のないようにされたい。

以上、命により通知する。

記

1 補助金の返還措置の対象とする事業

この通知による補助金の返還措置の対象とする事業は、昭和49年度以降に新規着工される地区に係る次に掲げる事業（以下「返還対象事業」という。）とする。

- 1 草地開発事業費補助金交付要綱（昭和45年12月10日付け45畜B第2838号農林事務次官依命通知）別表の「事業」の欄に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
 - ア 都道府県営草地開発事業
 - イ 団体営草地開発事業
 - ウ 湿地牧野改良事業
 - エ 飼料基盤整備事業
 - オ 道営草地整備改良事業
 - カ 団体営草地整備改良事業
- 2 畜産経営環境整備事業費補助金交付要綱（昭和48年7月7日付け48畜B第1656号農林事務次官依命通知）別表の「事業」の欄に掲げる畜産経営環境整備事業
- 3 共同利用模範牧場設置事業費補助金交付要綱（昭和41年1月12日付け40畜B第4372号農林事務次官依命通知）別表の「事業」の欄に掲げる共同利用模範牧場設置事業
- 4 第2次農業構造改善事業促進対策補助対象事業実施基準（昭和44年9月1日付け44農政第4356号農林事務次官依命通知）第2の5の表「事業種目」の欄に掲げる草地造成改良事業

2 共同利用模範牧場設置事業以外の返還対象事業に係る補助金の返還

1 国が行う都道府県からの徴収

地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。）は、返還対象事業（1の3の共同利用模範牧場設置事業を除く。以下2において同じ。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律（以下「適正化法」という。）第7条第3項の規定に基づき補助金の交付に条件を付すことにより、返還対象事業の工事完了の日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に返還対象事業により造成され、又は改良された草地等の農用地（以下「受益地」という。）につき農用地以外に転用される場合（公用又は公共の用に供するための転用の場合等畜産局長及び構造改善局長が定める場合を除く。）であって当該転用される受益地の面積が各事業につき畜産局長及び構造改善局長の定める規模以上であるときは、2に規定する補助金の額を都道府県から徴収することができる。

2 国に返還すべき補助金の額

国に返還される補助金の額は、当該事業の受益地に係る工事についての補助金（返還対象事業の受益地の利用上又は保全上必要な施設のうち、畜産局長及び構造改善局長の定めるもの（以下「返還対象施設」という。）に係る補助金を含む。）の単位面積当たりの額を算定する方法を基準として畜産局長及び構造改善局長の定める方法により算定される額（当該事業につき数年にわたり補助金が交付された場合には、その累計額）とし、その算定方法については、補助金交付決定通知において示すものとする。ただし、当該転用される受益地に係る返還対象施設が目的外の用途に活用されることに伴う収入の一部が国に納付された後に当該受益地の転用が行われる場合には、その納付額のうち当該転用される受益地に対応する額に相当する額については、補助金の返還を求めないことができる。

3 都道府県が行う申請者又は委託者等からの徴収

ア 都道府県が行う事業の場合

都道府県は、次の区分により、1及び2の規定に基づき徴収される額に相当する額を徴収することができる。ただし、当該転用される受益地に係る返還対象施設が目的外の用途に活用されることにより都道府県に回収される額があると見込まれる場合には、その見込み額のうち当該転用される受益地に対応する額に相当する額を除いた額とすることができる。

- ・ 返還対象事業が土地改良法に基づき行われるとき

都道府県は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の2の規定に基づき、条例で定めるところにより特別徴収金として、転用される受益地につき同法第3条に規定する資格を有する者又は土地改良区から徴収することができる。

- ・ 事業が土地改良法に基づかないで行われるとき

都道府県は、当該事業の申請者又は委託者との契約に基づき、当該申請者又は委託者から徴収することができる。

イ 都道府県以外の者の行う事業の場合

都道府県は、補助金の交付に条件を付すことにより、補助金を交付した市町村又は返還対象事業を行う者から1及び2の規定により徴収される額に相当する額を徴収することができる。

4 都道府県から徴収される者の徴収

3の規定により都道府県から徴収される者（以下「中間徴収者」という。）は、次の区分により、受益者の転用を行う者又はその土地の権利者から当該徴収される額に相当する額を徴収することができる。ただし、当該転用される受益地に係る返還対象施設が目的外の用途に活用されることにより中間徴収者に回収される額があると見込まれる場合には、その見込額のうち当該転用される受益地に対応する額に相当する額を除いた額とすることができる。この場合において、中間徴収者たる市町村が都道府県から補助金の交付を受けて返還対象事業を行う者に補助金を交付するものであるときは、当該市町村は、当該補助金の交付に条件を付することにより、当該返還事業を行う者から徴収することができるものとする。

ア 市町村が徴収する場合

市町村は、土地改良法第91条の2又は同法第96条の4で準用する同法第36条の2第1項の規定により、特別徴収金として、条例に基づき、又は契約に基づき、徴収することができる。

イ 農業協同組合、農地保有合理化法人等が徴収する場合

農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。）又は土地改良法第95条の規定により数人共同して行う同法第3条に規定する資格を有するものは、規約に基づき、又は契約に基づき、徴収することができる。

ウ 土地改良区が徴収する場合

土地改良区は、土地改良法第36条の2の規定による特別徴収金として、定款に基づき、又は契約に基づき、徴収することができる。

エ アからウまでに掲げる者以外の者が徴収する場合

アからウまでに掲げる者以外の者は、契約に基づき、徴収することができる。

3 返還対象施設の目的外処分の承認との関係

1 国の補助金の交付を受けて行われた事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供する場合には、都道府県の行う事業にあつては適正化法第22条の規定に基づき、都道府県以外の者の行う事業にあつては適正化法第7条第3項の規定により補助金の交付に付された条件に基づき、地方農政局長の承認を要することとされ、その場合には、その用途が農業外のものであり、かつ、当該目的外の用途への活用に伴い収入があるときは、その収入の一部を国に納付させることとしている。

2 1の収入の一部の国への納付が行われた場合には、2及び3で規定しているとおり転用される受益地に対応する部分の額を減額して受益地の転用を行う者又はその土地の権利者から必要な額を聴取することができることとしている。また、施設の目的外の用途への活用により回収される額があると見込まれる場合にも、同様の取扱いを行うことができることとしている。

3 また、目的外の用途に活用される施設に係る受益地の転用について2の規定により国に補助金の返還が行われた場合には、その返還額の累計額のうち当該施設に対応する部分に相当する額については、1の国への納付額から減額して納付させることができることとしている。

4 共同利用模範牧場設置事業に係る補助金の返還

農地開発機械公団（以下「公団」という。）の行う共同利用模範牧場設置事業の補助金の返還措置については、農林大臣、公団、都道府県、管理経営者との間において、都道府県の行う事業の場合に準じて行うものとする。

5 措置要領等

1 この通知に定める補助金の返還措置の具体的な取扱いについては、畜産局長及び構造改善局長が別に定めるところによるものとする。

2 昭和48年度以前の既着工地区についての補助金の返還措置については、昭和49年度以降に補助金が交付される場合を含め、補助事業者等に不利益を与えない範囲内でこの通知に基づく補助金の返還措置に準じた取扱いをするものとする。